

独立行政法人水産大学校

理事長 三本菅 善昭 殿

監 査 意 見 書

独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人水産大学校の平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの平成 13 年度における業務および事業報告書、財務諸表（すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び利益の処分に関する書類、並びに行政サービス実施コスト計算書）、予算の区分に従い作成した決算報告書につき監査を実施した。

1. 監査の方法の概要

監査のため、会計に関する帳簿、証拠書類の閲覧、計算書類についての検討、理事からの報告の聴取、その他必要と認めた監査手続きを行った。

2. 監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 業務の執行は、法令に従い適法に行われているものと認める。
- (2) 事業報告書は、当該独立行政法人の平成 13 年度の業務運営の状況を正しく表示しているものと認める。
- (3) 財務諸表は、独立行政法人会計基準及び同注解、並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、当該独立行政法人の平成 14 年 3 月 31 日現在の財政状態、平成 13 年度の運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、当該独立行政法人による平成 13 年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。

平成 14 年 6 月 13 日

独立行政法人水産大学校

監事

合屋 晏秀

印

監事

金子 信義

印